

保存期間：10年

資料	1
----	---

最近の税務行政の動向

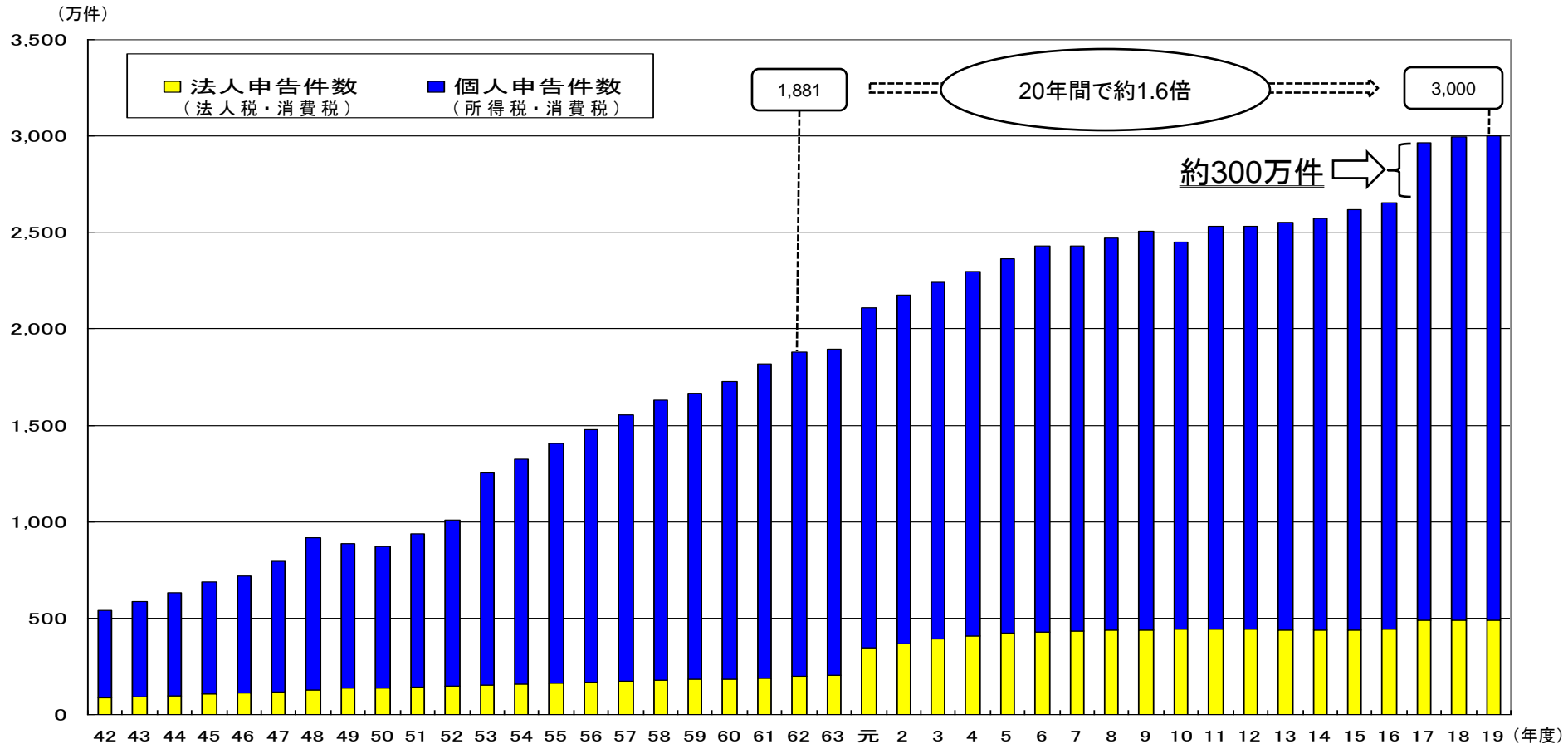
目 次

1 税務行政を取り巻く環境の変化	
○ 申告件数の増加	1
○ 所得税の申告人員等の推移	2
○ 国際化・高度情報化等の進展	3
○ 実調率の低下	5
○ 定員	6
○ 国税庁の実績の評価	7
2 事務の効率化と納税者の利便性の向上	
○ 「国税関係業務の業務・システム最適化計画」の概要	8
○ e-Tax の意義	9
○ これまでの具体的な取組	10
○ オンライン利用拡大行動計画	11
○ 納付手段の多様化	12
○ 内部事務の一元化とは	13
○ 税務相談体制の見直し（税務相談の集中化）	14
3 適正・公平な賦課・徴収	
○ 的確な調査・指導の実施	15
○ 実地調査の件数	16
○ 個人調査 1 件当たり申告漏れ所得金額の推移	17
○ 法人調査 1 件当たり申告漏れ所得金額及び不正申告 1 件当たり不正脱漏所得金額の推移	18
○ 国際化への取組等	19
○ 国税査察の取組	20
○ 移転価格税制	21
○ 事前確認の申出件数及び処理件数の推移	22
○ 相互協議	23
○ 滞納の状況	24
○ 新規発生滞納額の推移	25
○ 消費税の租税滞納状況	26
○ 増加する訴訟への対応	27
○ 文書回答の照会件数及び回答件数の状況等	28

申告件数の増加

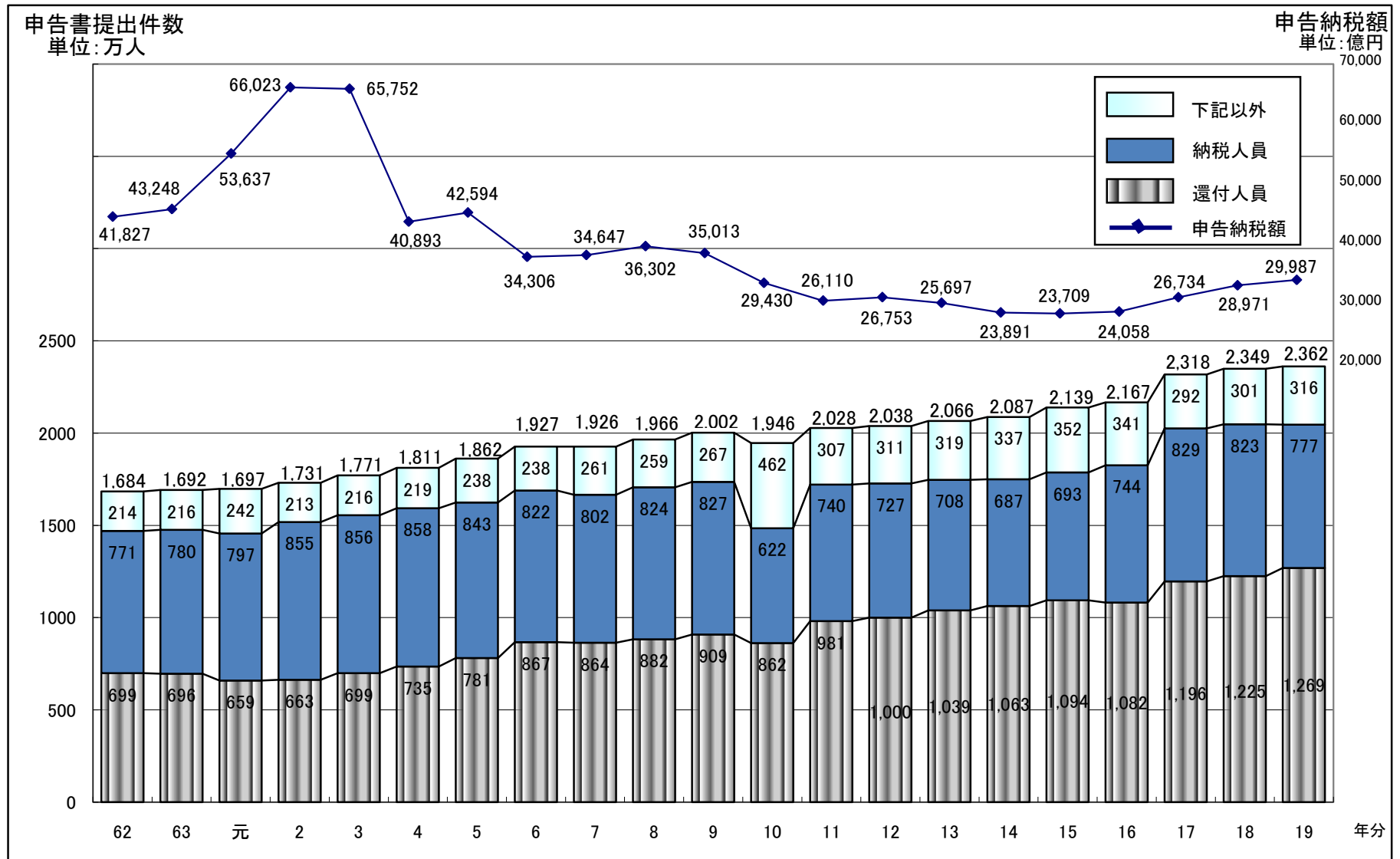
個人・法人の申告件数は20年間で約1.6倍に増加

申告書提出件数は顕著な増加。特に17年度は消費税免税点引下げや公的年金等控除の見直し等の税制改正に伴い約300万件増加。



(注) 法人税は各事務年度(7月1日～6月30日)中に申告期限が到来したものに係る件数、所得税は各年分の件数、消費税は各年度(4月～3月)中に課税期間が終了したものに係る計数を計上。

所得税の申告人員等の推移



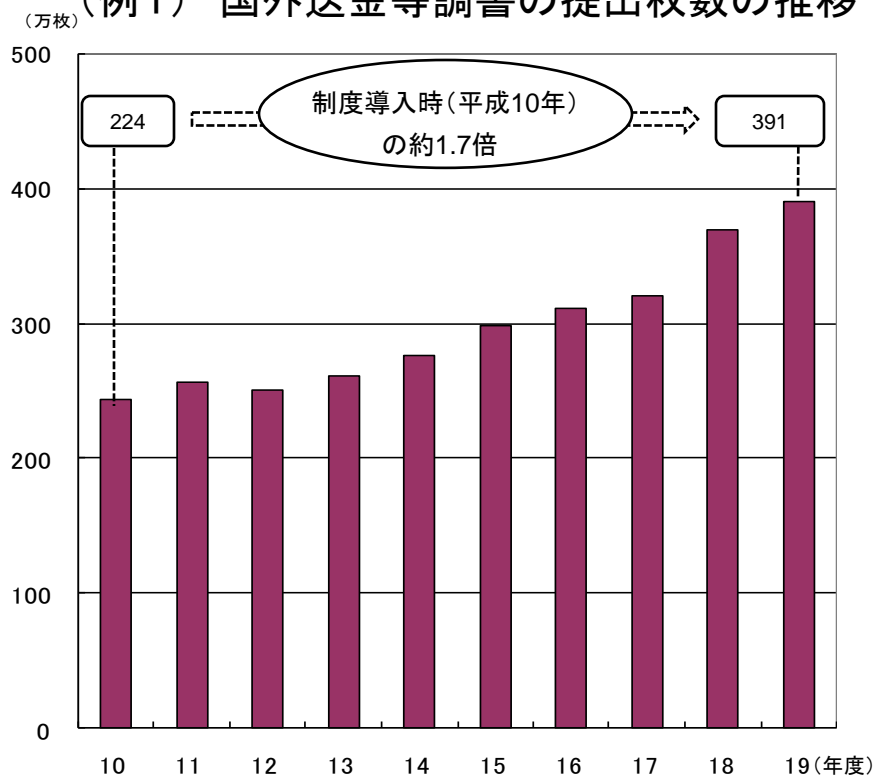
(注) いずれも翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

国際化・高度情報化等の進展

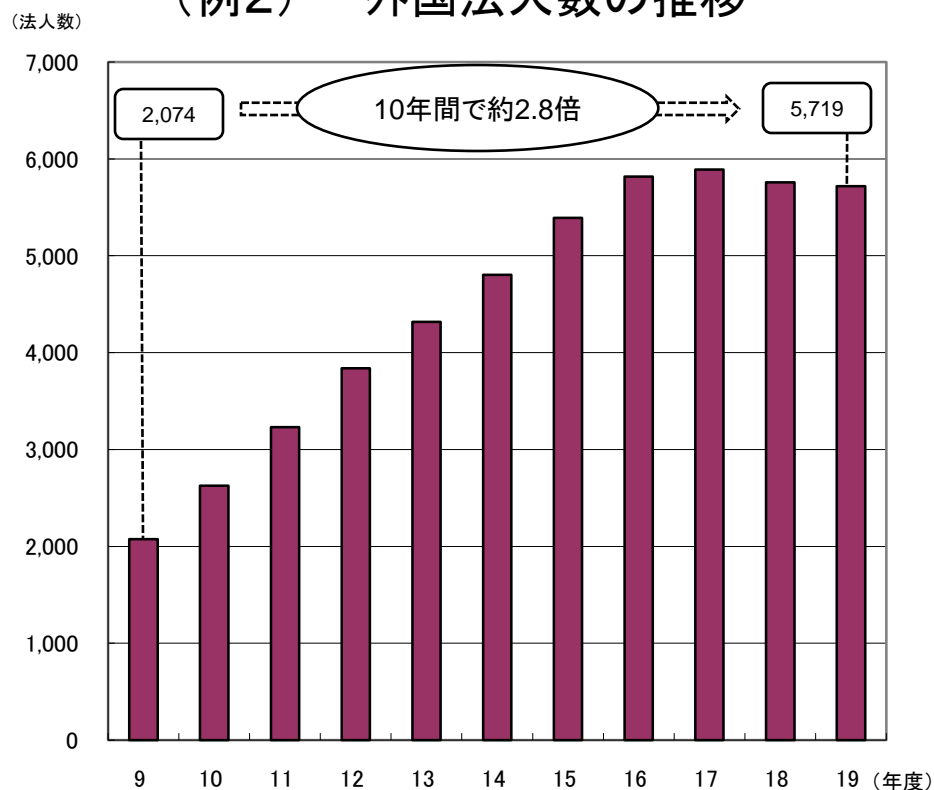
経済取引の国際化・広域化・高度情報化の進展

適正・公平な課税を確保するため、国際的租税回避スキームや広域的に事業展開する企業グループへの対応、電子商取引など先端分野への対応が必要。

(例1) 国外送金等調書の提出枚数の推移



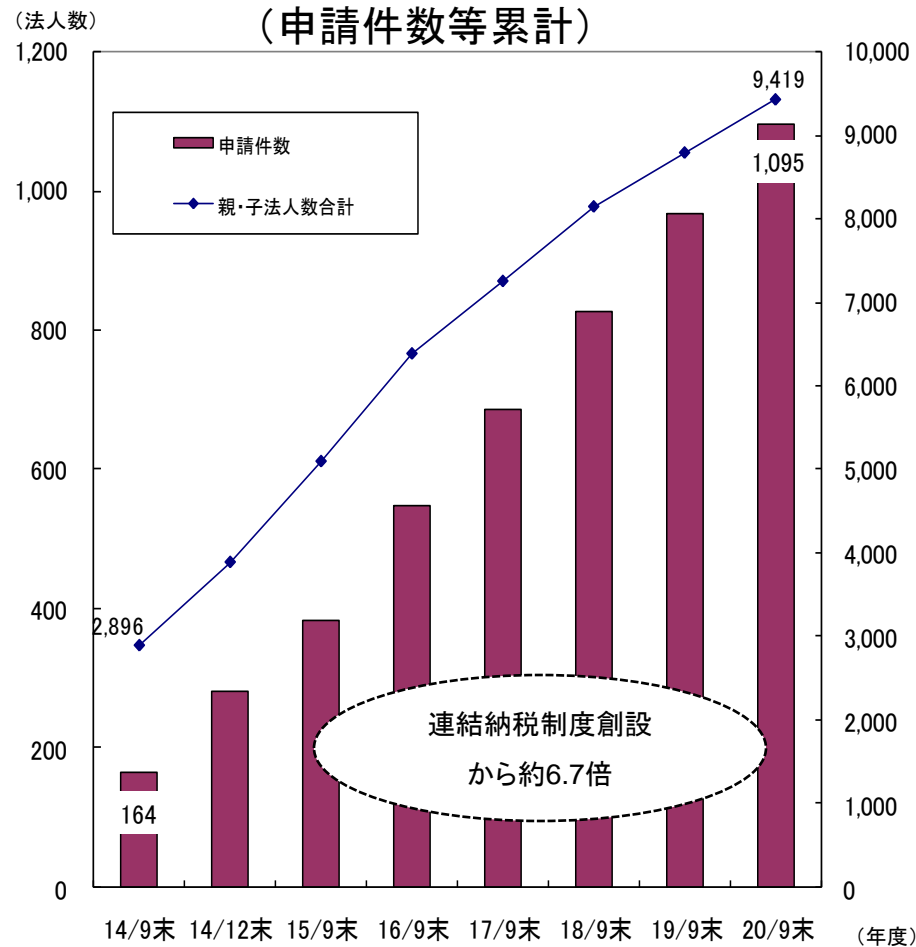
(例2) 外国法人数の推移



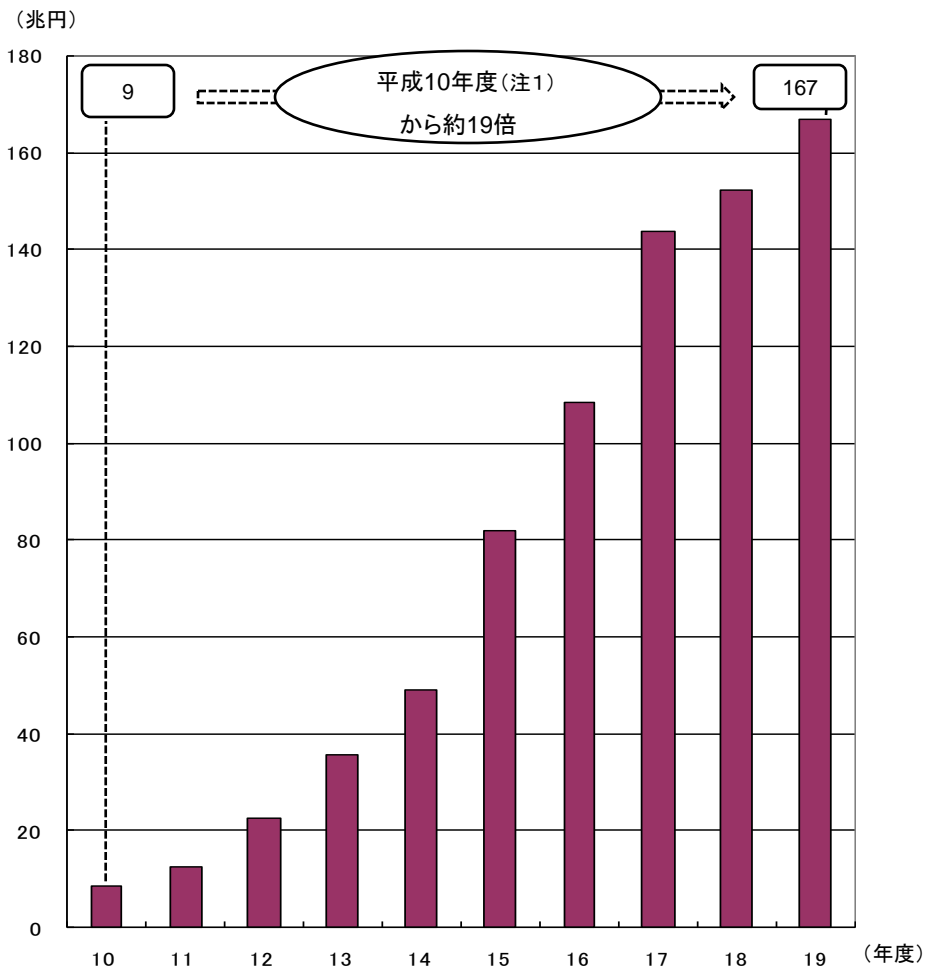
(注1) 国外送金等調書とは、国外への送金及び国外からの送金を受領した金額が200万円を超えるものについて、金融機関等から税務署に提出される法定調書のことである。

(注2) 平成21年4月から、国外送金等調書の提出基準は、200万円超から100万円超に引き下げとなる予定。

(例3) 連結納税に係る承認申請の推移 (申請件数等累計)



(例4) 電子商取引の市場規模の推移



(注1) 経済産業省の実施する電子商取引に関する実態・市場規模調査(平成10年度より継続的に実施)に基づき作成している。

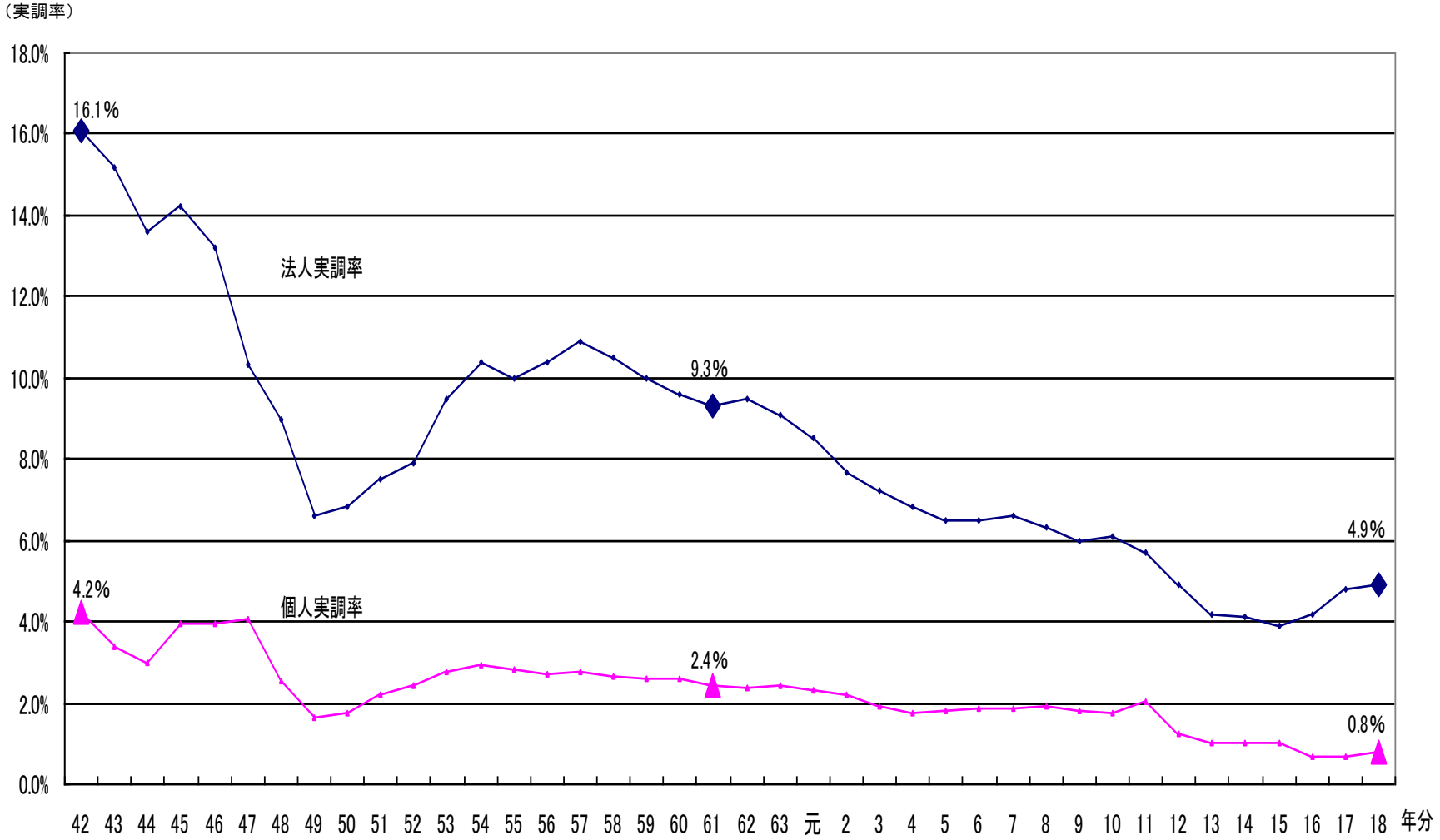
(注2) 各年度の金額は上記調査に基づくBtoB(企業間取引)及びBtoC(企業と一般消費者との取引)の市場規模の合計額としている。

(参考) 「平成19年度我が国のIT利活用に関する調査研究」(20年8月18日経済産業省プレスリリース)

実調率の低下

業務量の増加、業務の質的困難化に伴い実調率は低下

個人実調率、法人実調率の推移



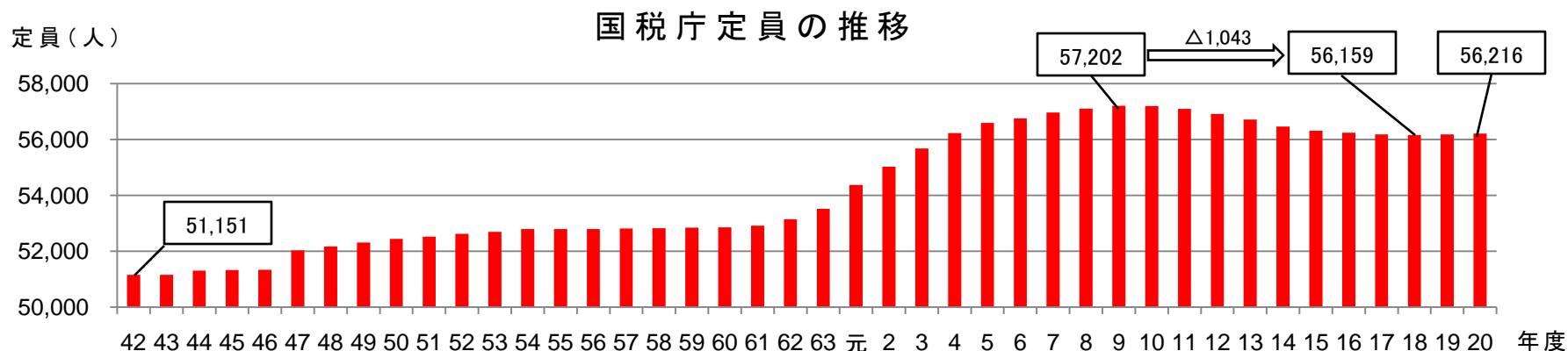
(注)「法人実調率」は、実地調査の件数を対象法人数で除したもの。
「個人実調率」は、実地調査(着眼調査を除く)の件数を税額のある申告を行なった納税者数で除したもの。

定員

- 国税庁の定員は、昭和42年以降、経済動向の変化、税制の複雑化等にあわせて増加してきたが、平成9年度をピークとして10年度以降は減少を続け、18年度までの間に△1,043人の純減。
- その後、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)等において、国税事務の重要性に対する理解が示される中、平成19・20年度については純増となった。(なお、平成18年度から21年度までは、「新たな定員合理化計画」に基づく定員の合理化に取り組んでいるところ。)

【参考】 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)〈抄〉

『…このような合理化の取組を通じて、平成17年度から平成21年度まで5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを目指す。このため、平成17年夏に定員削減計画を改定する。これにより、府省内はもとより、府省を越えた定員の再配置を進め、治安、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するなど、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現する。その際、府省を越える配置転換の一層の活用に努める。』



国税庁の実績の評価

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

「平成 20 事務年度 国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」(平成 20 年 6 月)

実績の評価の目標

実績目標

(実績目標 1)

内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収

納税環境を整備し、適正・公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正・公平な賦課及び徴収に努めます。

(実績目標 2)

酒類業の健全な発達の促進

酒税の賦課及び徴収のほか、酒類業の健全な発達を図るため、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止等の社会的要請に的確に対応するよう努めます。

(実績目標 3)

税理士業務の適正な運営の確保

税理士法に基づき、税理士に対する適切な指導監督を行い、その業務の適正な運営の確保に努めます。

業績目標

(納税環境の整備)

業績目標 1-1-1

国民各層の理解・協力をえるための広報・広聴活動の実施
国民の意見・要望等への的確な対応

業績目標 1-1-2

納税者の視点に立った適切な情報の提供
相談等に対する迅速かつ的確な対応

業績目標 1-1-3

申告・納税の際の納税者の負担を軽減
特に、電子申告等 I T を活用した申告・納税の推進

(適正かつ公平な税務行政の推進)

業績目標 1-2-1

関係法令の適正な適用

業績目標 1-2-2

適正申告の実現
的確な調査・指導の実施

業績目標 1-2-3

期限内収納の実現
厳正・的確な滞納整理の実施

業績目標 1-2-4

国際化時代に対応した税務行政の推進

業績目標 1-2-5

不服申立て等への適正・迅速な対応

業績目標 2-1

酒類の安全性の確保等
酒類業の体質改善に向けた諸施策の実施

業績目標 2-2

酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請などに対応した行政の推進

業績目標 2-3

酒類の製造及び販売業免許の適正・迅速な処理

「国税関係業務の業務・システム最適化計画」の概要

➤ 業務・システム最適化の意義

業務・システム最適化とは、業務運営の簡素化・効率化やIT活用による利便性の向上等を図ることを目的として、業務やシステムを最適な状態にする、ITを活用した業務改革をいう。

➤ 最適化計画の策定

国税庁では、「電子政府構築計画」に基づき、平成18年3月に「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を策定・公表（平成19年5月及び平成20年5月一部改定）。

＜「国税関係業務の業務・システム最適化計画」の基本理念及び主な施策＞

- ① 業務を的確に実施するための事務処理の簡素化・効率化 ⇒ 内部事務の一元化
- ② IT活用による納税者利便性の向上等 ⇒ e-Taxの機能・運用の改善
- ③ IT活用による調査・滞納整理に関するシステムの高度化
- ④ システムの安定性・信頼性及び情報セキュリティの確保 ⇒ KSKシステムのバックアップセンターの設置
- ⑤ システム関係経費の削減及び調達透明性の確保 ⇒ KSKシステムのオープンシステム化

＜効果(試算:平成20年5月改定値)＞

経費削減効果 年間141億円 業務処理時間短縮効果 年間延べ88,000人日

e-Taxの意義

• 納税者の利便性の向上等

- 税務署や金融機関の窓口へ赴くことなく国税関係手続を行うことが可能
- 源泉所得税の毎月納付分、消費税の中間申告や納税、法定調書の提出など、利用回数の多い手続の利便性が高い
- e-Taxに対応した市販の会計ソフトを利用すると、日々の会計処理や申告等データの作成から提出までの一連の作業が電子的に行え、事務の省略化やペーパーレス化につながる
- 納税証明書が大量に必要な場合でも、電子納税証明書(電子データ)は何度でも利用できるため一度の取得で済みコスト削減につながる

• 行政の簡素化・効率化

- 申告書等の收受・入力事務の削減
- 申告書印刷・郵送費用や申告書の編てつ・廃棄業務の削減
- 内部事務処理の効率化・ペーパーレス化を目指す
- 行政当局間のシステム連携を通じた事務の効率化を目指す

これまでの具体的な取組

(添付書類)

納税者利便の向上の観点から、第三者作成の添付書類そのものの送付を不要とした。

- ① 「給与所得の源泉徴収票」、「特定口座年間取引報告書」及び「公的年金等の源泉徴収票」等については、源泉徴収義務者等の電子署名を付した上でオンライン送信を可能とした。(平成19年1月及び平成20年1月実施)
- ② 平成19年分以後の所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等については、当該書類の提出又は提示に代えて、その記載内容を入力して送信することにより添付省略を可能とする。(平成20年1月実施)

(電子署名)

1. 税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合の納税者本人の電子署名の省略を可能とする。(平成19年1月実施)
2. e-Taxを利用することができるパソコンを税務署に設置し、e-Taxの利便性を体験してもらい、翌年以降、自宅などのパソコンからe-Taxを利用してもらうことを目的とした施策を導入(平成20年1月実施)

(インセンティブ措置)

1. e-Taxを利用した還付申告書について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮(平成18年11月実施)
2. 電子認証の普及拡大のため、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除を創設(平成19年分又は20年分で適用)

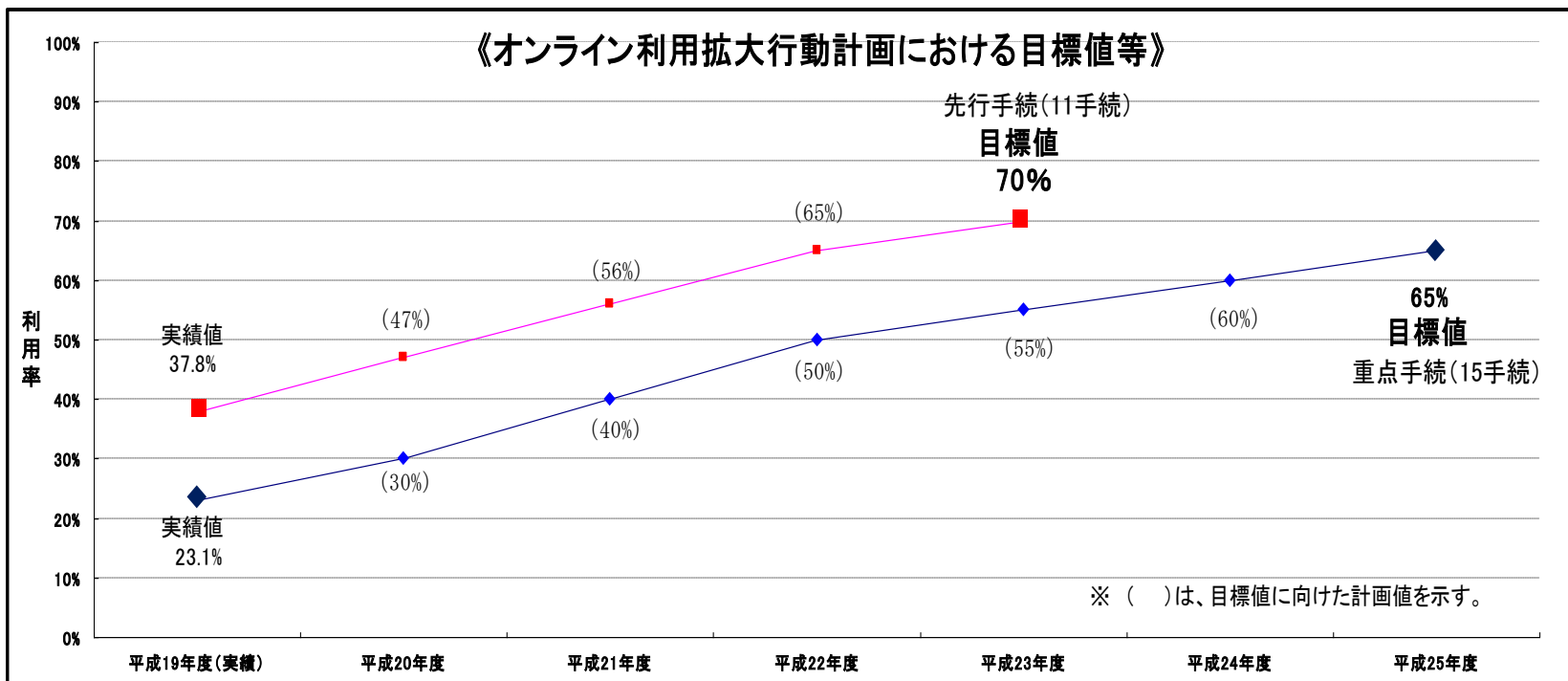
(運用改善)

1. 平成18年分以降の所得税確定申告期間について、e-Taxの24時間受付を実施(平成20年分確定申告期は、平成21年1月19日(月)～3月16日(月))
2. 庁ヘルプデスクの局を含めた大幅な充実など納税者サポート体制を強化(平成21年1月実施)

(システム改善)

1. Java実行環境のインストール不要措置に対応したシステム変更などe-Taxの使い勝手の向上策を実施(平成21年1月実施)
2. メッセージボックスの確定申告のお知らせの表示項目に青色区分、消費税簡易課税の項目を追加(平成21年1月実施)

オンライン利用拡大行動計画(国税関係部分)の概要(平成20年9月12日 IT戦略本部決定)



	年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	前提条件	認証基盤等の大幅な拡大(公的個人認証サービス・電子証明書発行枚数)	200万件	600万件	900万件	1,100万件	1,200万件	1,300万件
	地方税ポータルシステム(eLTAX)の導入	市町村の大部分において導入されること						
	電子納税証明等の電子的受入の普及、一般的社会慣行化	国、地方公共団体及び金融機関等で電子納税証明等の電子的受入が普及すること						

納付手段の多様化

納税者の利便性の向上を図る観点から、納付手段の多様化に努めているところ。

1 コンビニ納付

平成20年1月から、休日、早朝や夜間にも利用できるコンビニ店舗で、国税の納付^(注)が可能。

(注) 納付額が30万円以下で、コンビニ納付用のバーコード付納付書をお持ちの場合に利用可能。

2 電子納税（ダイレクト方式）

平成21年9月からは、納税者が事前に税務署と金融機関に届出をしておけば、e-Taxによる申告や徴収高計算書の送信の際に、クリックして選択するだけで、届出された預貯金口座から即時又は納期限に納付が可能。

(参考：既存の納付手段)

- 納付書による金融機関窓口等での現金納付
- 口座振替による納付
- 電子納税（インターネットバンキング、ATM）

内部事務の一元化とは

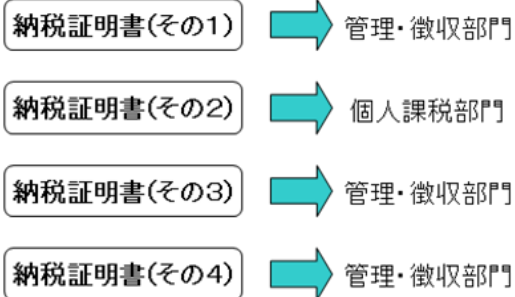
- 内部事務一元化は、税務署内の複数の部署で行っている内部事務を一つの部署（管理運営部門（仮称））で一体的に処理することにより事務の効率化を図る施策であるとともに、納税者の方から見ても、窓口の一本化により利便性が高まります。
- 昨年末に閣議決定された平成 21 年度政府予算案で全署実施のための予算、機構が認められたので、国会で予算が成立すれば、平成 21 年 7 月から全国 524 税務署で実施する予定。

メリット：納税証明書の請求のほか、申告書等の受付、税金の納付、税に関する一般的な相談も一つの窓口で対応するため、納税者の利便性が向上

納税者窓口関係事務の一本化 (ワンストップサービスの推進)

ワンストップサービス実施前

(例) 個人の場合



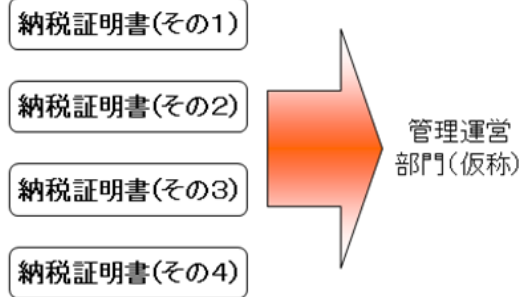
請求する証明書
によって窓口が
違う



納税証明書
の種類) ○その1…納付すべき税額等
○その2…所得金額

ワンストップサービス実施後

(例) 個人の場合



1つの窓口で
まとめて請求・
受理できる!



○その3…未納の税額がないこと
 ○その4…滞納処分を受けたことがないこと

管理運営部門（仮称） が行う主な事務

- 窓口関係事務
 - ・ 申告書等用紙の交付、收受
 - ・ 納税証明書の申請受付、交付
 - ・ 現金領収
 - ・ 各税の制度、手続などに関する納税者からの相談（質問）への対応
- 申告書等処理事務
 - ・ 申告書等の入力、補正
 - ・ 徴収決定・還付手続
 - ・ 督促状の発付
- 納税者管理事務
 - ・ 転出入
 - ・ 各種届出書等の入力

税務相談体制の見直し(税務相談の集中化)

従来の相談体制

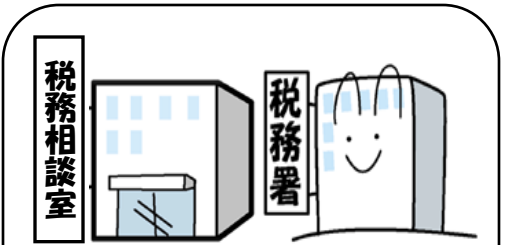
納税者(税理士等職業会計人を含む)



回答

面接相談
電話相談

相談



受理した部署で対応

申告件数が増加する中、

- ① より多くの相談への対応
- ② 限られた人員等での対応

対応すべき相談の
範囲の整理
と
対応体制の見直し

(平成16年度以降)

現在の相談体制(税務相談の集中化)

20年11月4日～全国524署に拡大

納税者
(職業会計人を除く)



最寄りの税務署
に電話すると
自動音声案内

△△税務署

【2番】選択



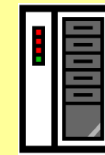
電話交換手

個別照会等

個別照会と判明した場合
所轄署に資料等を持参して面接により相談するよう案内。

国税局電話相談センター

【1番】選択



電話交換機
(PBX)

一般相談

- ① 所得税グループ ② 資産税グループ ③ 法人税グループ ...



電話による一般相談は、各国税局(所)の
電話相談センターで集中的に受け付け(平成18年度以降)

- ◎ 税目別相談体制
⇒ より質の高い迅速な回答 ⇒ 納税者利便の向上
- ◎ 事務の効率化の促進

的確な調査・指導の実施

適正申告の実現のため、有効な資料情報の収集・分析に努めるとともに

- ⇒ 申告が適正でない認められる納税者に対して的確に調査・指導を実施
- ⇒ 経済社会の国際化・高度情報化の進展を背景とした分野にも対応

実施状況

- 各種事務の見直しを行い、調査に係る事務量を可能な限り確保
- 高額・悪質な不正計算が想定される納税者など、調査必要度の高いものを中心に実施
- 申告内容や資料情報等からみて、申告漏れが明らかな場合や計算誤り等により是正が必要なものについては、文書・電話、又は来署依頼により、幅広く接触を図り効率的な処理を実施

○ 実地調査の件数

(単位:千件)

		平3年度	平8年度	平13年度	平14年度	平15年度	平16年度	平17年度	平18年度	平19年度
個人	着眼調査	54	50	7	6	8	191	169	183	175
	一般調査	110	103	65	68	62	49	55	63	61
法人	重点項目調査	42	30	19	19	18	24	32	34	47
	一般調査	137	145	102	98	92	96	107	108	96

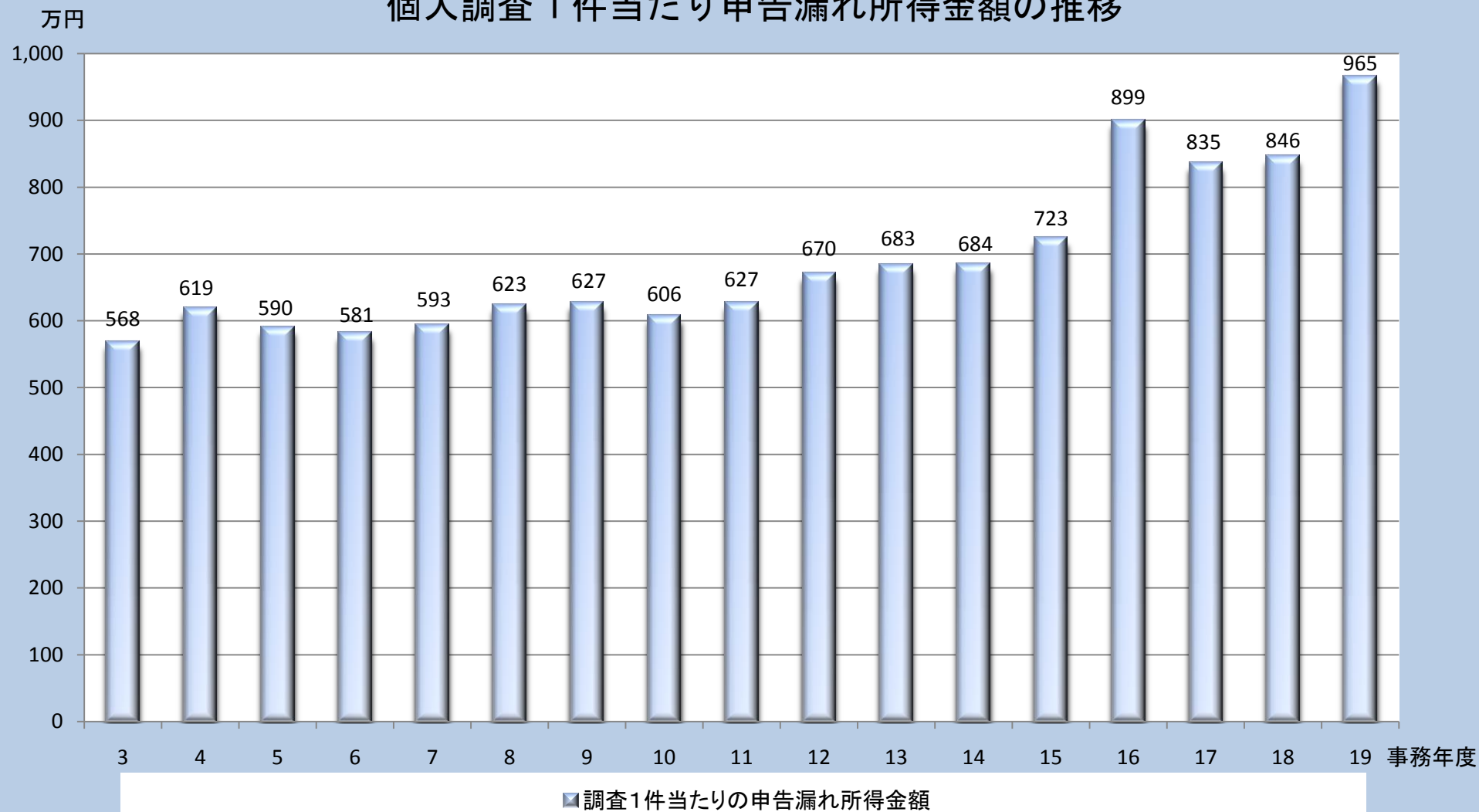
※ 個人の着眼調査欄の平成15年度以前は要点調査の件数を、法人の重点項目調査欄の平成8年度以前は消費税着眼調査の件数を示す。

※ 個人の平成16年度以降の着眼調査には、来署・文書等により処理したものを含む。

- 限られた調査事務量を有効に活用するため、申告状況・資料情報等を
基に調査対象項目を絞った短時日の実地調査(着眼調査・重点項目調査など)
を実施
⇒ メリハリのある調査体制

平成19事務年度の個人調査1件当たりの申告漏れ所得金額は平成3事務年度と比べ、約1.7倍に増加。

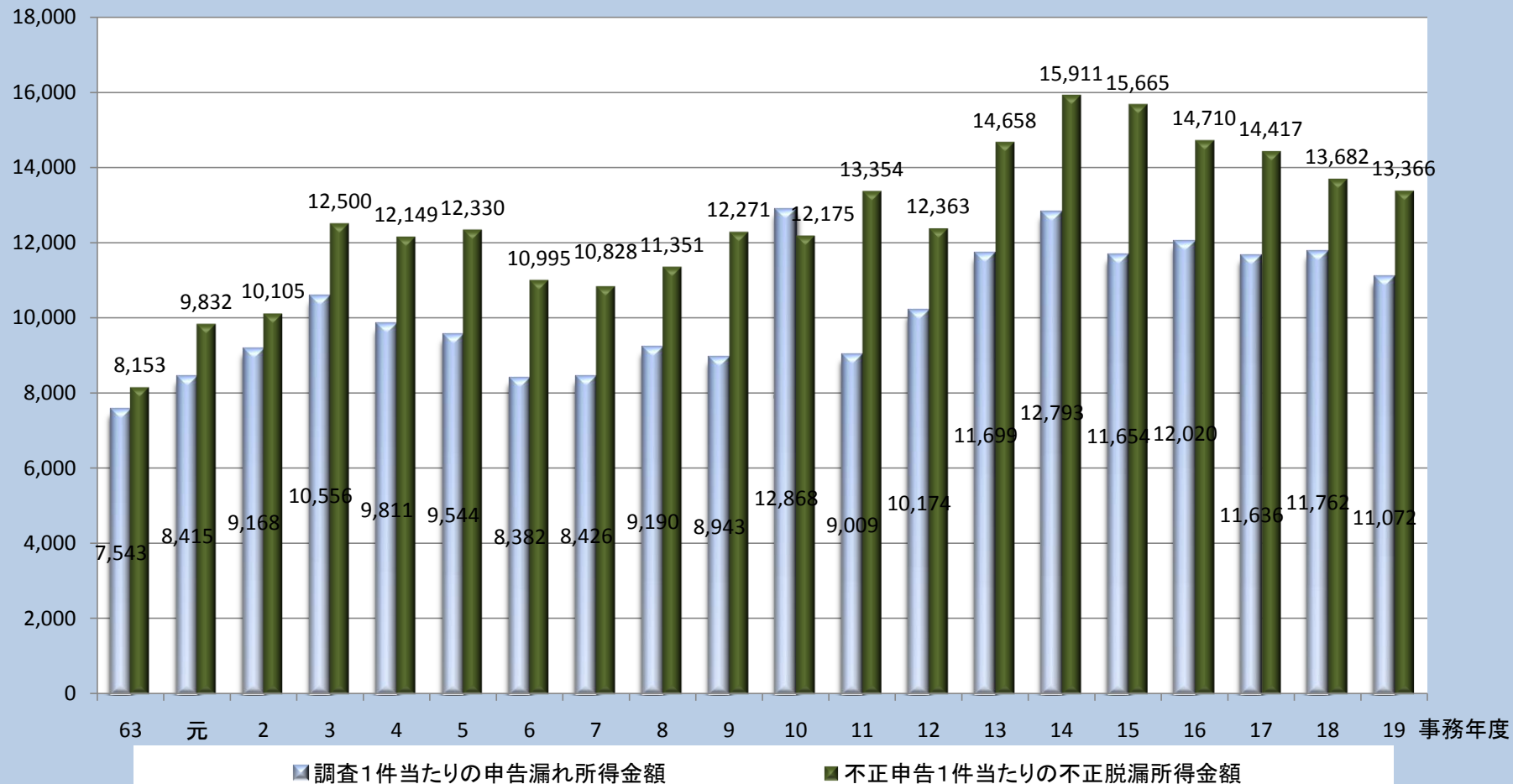
個人調査1件当たり申告漏れ所得金額の推移



※ 16事務年度以降は、資料情報等の解明を通じて申告漏れ所得等の把握を短期間で行う着眼調査を除いた調査実績である。

平成19事務年度の法人調査 1 件当たりの申告漏れ所得金額は昭和63事務年度と比べ、約 1. 5 倍に増加、不正 1 件当たり不正脱漏所得金額は約 1. 6 倍に増加。

千円 法人調査 1 件当たり申告漏れ所得金額及び不正申告 1 件当たり不正脱漏所得金額の推移



○ 国際化への取組

- 各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用 ⇒ 国際的租税回避スキーム複雑・巧妙化 → 潜在化
 - ・ 国外送金等に係る資料
 - ・ 調査等により把握した国際的租税回避に関する情報
 - ・ 租税条約に基づく情報交換を積極的に活用



収集・分析を実施
→ 事案の発掘や取引実態を解明

○ 富裕層に対する取組

- 投資ファンドの対日投資の増加、個人富裕層による資産の海外移転に関する課税問題が増加
 - ・ 個人富裕層等に対する調査や資料情報を収集
 - ・ 投資ファンドの運営会社や投資家等に対する実態解明を実施

○ IT化への取組

- 高度情報化の進展に伴い電子商取引等が拡大
 - ・ 各国税局の「電子商取引専門調査チーム」を中心に資料情報の収集、調査手法の開発・蓄積を実施
 - ・ 企業の情報処理システムに係る実態把握や調査手法の開発を実施

国税査察の取組み

国税査察の役割を果たしていくため、その時代に即した社会的に意義のある事件を幅広く取組んできており、今日では、これまでの所得税事案や法人税事案に加え、国際化事案、金融・証券関係事案、消費税事案、相続税事案、源泉所得税事案、無申告事案などの摘発に取り組んでいる。

例えば、消費税事案については、国民の関心の高さや国税全体に占める消費税の割合などを踏まえ、従来から積極的に取り組んでおり、平成19年度の消費税事案の告発件数は、30件と過去最高の告発件数となった。

○ 税目別告発事件の推移

税目別の件数 (単位：件)

区 分 \ 年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
所 得 税	46	60	40	35	32	32	43	47	59	57
法 人 税	110	81	99	111	105	104	98	86	78	62
相 続 税	3	6	5	4	4	8	5	4	5	4
消 費 税	—	—	1	—	4	3	6	10	23	30
源 泉 所 得 税	1	1	1	1	—	—	—	3	1	5
合 計	160	148	146	151	145	147	152	150	166	158

移 転 価 格 税 制

○ 移転価格税制とは、国外関連者との取引について、その価格が第三者間の取引価格（独立企業間価格）と異なることにより、我が国の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして所得を計算し課税する制度で、昭和 61 年度税制改正により導入。

※ 国外関連者とは、我が国企業（法人）との間に次の特殊の関係のある外国法人

- ① 一方の法人が他方の法人の株式等の 50%以上を直接・間接に保有する関係（持株関係）
- ② 両方の法人が同一の者によってそれぞれその株式等の 50%以上を直接・間接に保有される関係（持株関係）
- ③ 一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部を実質的に決定できる関係（実質支配関係）
- ④ 一方の法人と他方の法人との間が、持株関係又は実質支配関係のいずれかで連鎖している関係

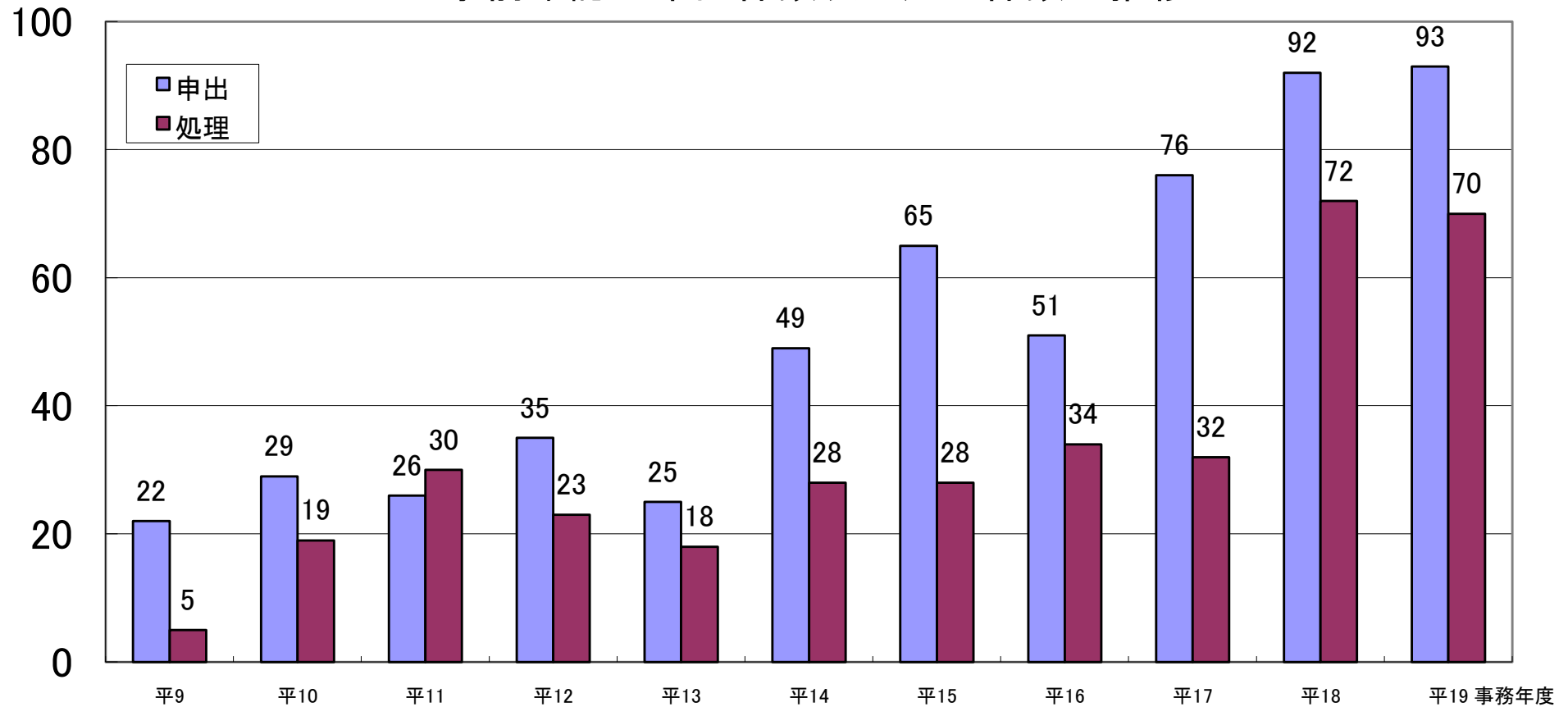
○ 企業が租税回避の意図をもって恣意的な価格設定を行ったか否かは問わない。

（参考）OECD 移転価格ガイドライン（1.2）（抜粋）

税務上の調整は、租税を最小限に抑えることや租税回避という意図が全くない場合にも行うことが適切な場合がある。移転価格算定の検討は、たとえ移転価格政策が脱税又は租税回避の目的に用いられているかもしれない場合であっても、それらの問題の検討と混同されるべきではない。

○ 移転価格税制に係る事前確認(納税者の申出に基づき、海外の関連企業との取引の独立企業間価格の算定方法について、税務当局が事前に確認を行うもの)の申出件数が増加しており、国税庁としては、的確かつ迅速な処理に努めているところ。

事前確認の申出件数及び処理件数の推移

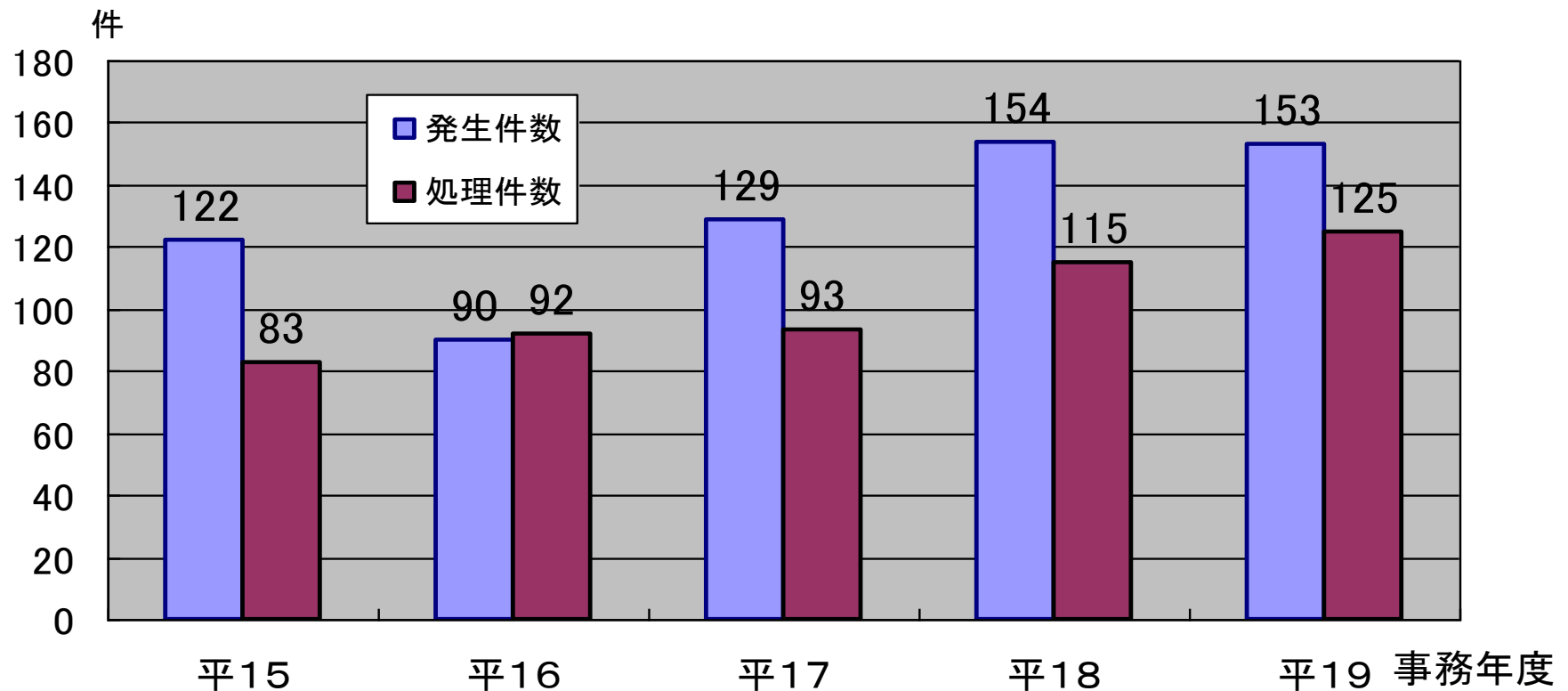


(注) 事前確認のうち約9割は相互協議を伴うものであり、その平均的な処理期間は平成19事務年度で約2年(米国は約2年半)となっている。

相 互 協 議

○ 二国間の租税条約に基づき、国際的な二重課税等条約に適合しない課税の排除を目的として、各国の税務当局との間で協議を実施(協議相手国 24 ヶ国)しており、的確・迅速な処理に努力。

《相互協議事案の発生件数・処理件数の推移》

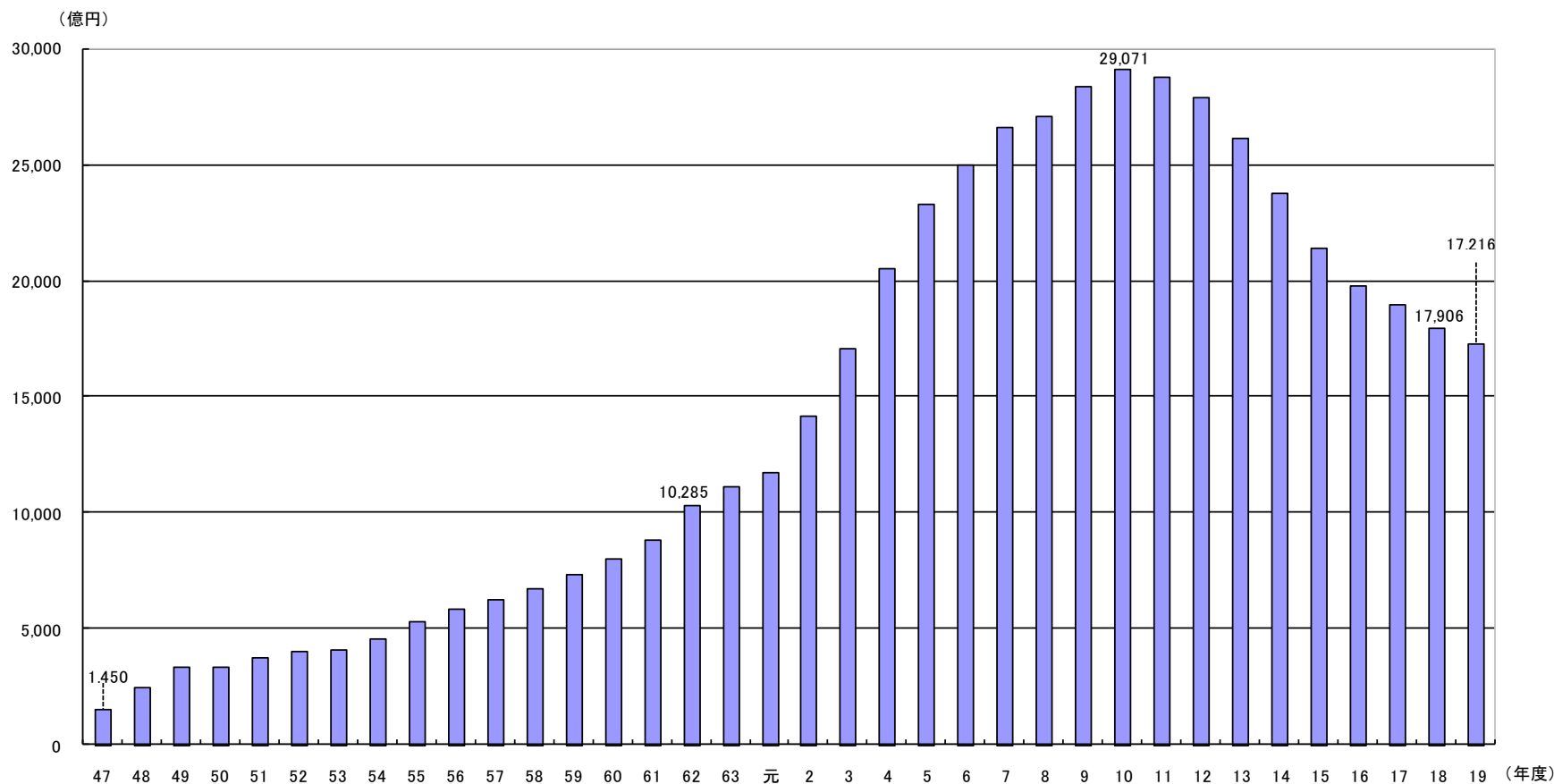


滞納の状況

滞納残高は依然高水準

滞納残高は近年は圧縮されているものの19年度で約1.7兆円と依然として高水準。さらに滞納の累積・長期化が進展しており、処理の困難化が増大。

滞 納 残 高 の 推 移



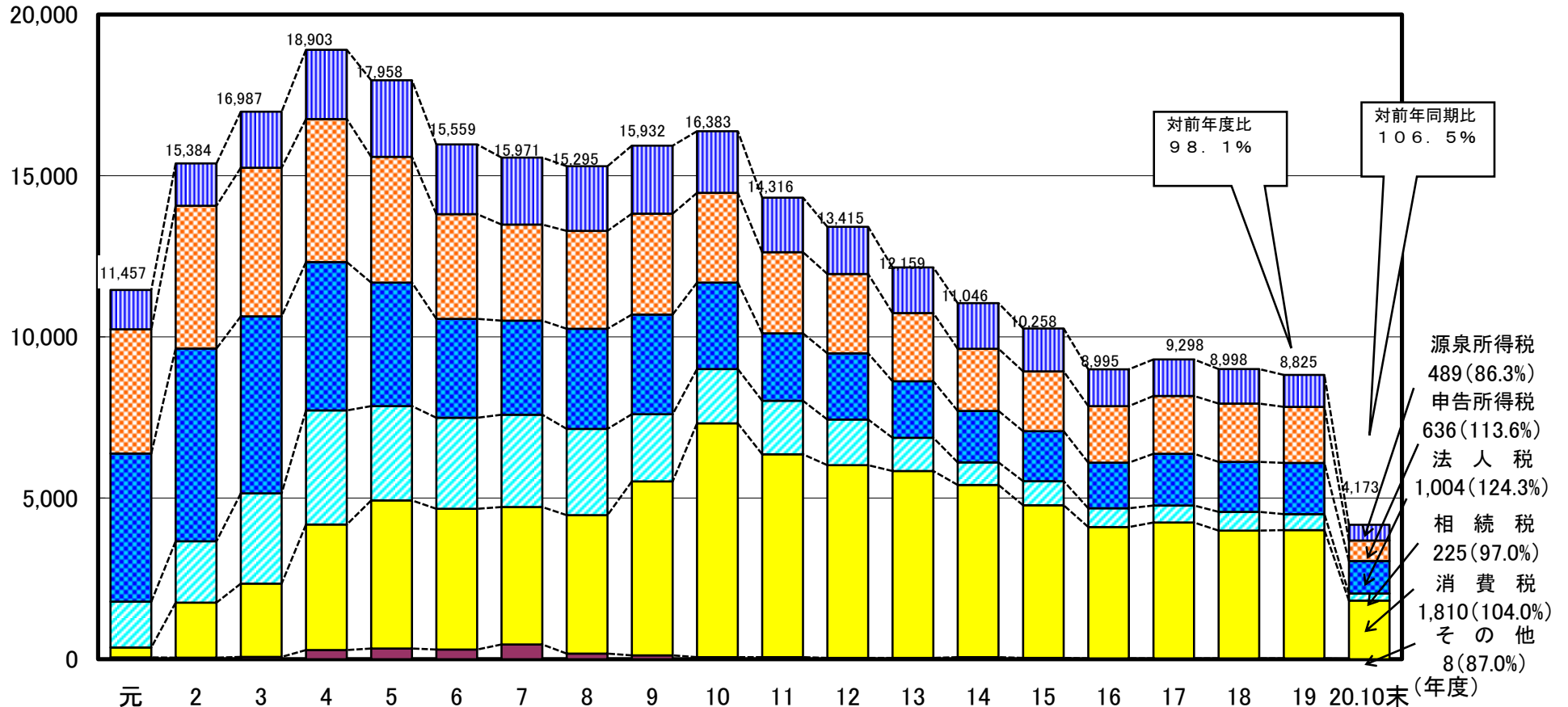
新規発生滞納額の推移

平成19年度においては、期限内収納の実現を図るため、期限内納付に関する広報の充実など、滞納の未然防止に努めました。

その結果、平成19年度の新規発生滞納額(平成19年度に新たに滞納となったものの額)は、8,825億円で、平成18年度(8,998億円)より173億円減少(1.9%減)し、2年連続で前年度を下回っています。

このうち、消費税については、3,984億円で、平成18年度(3,964億円)より20億円増加(0.5%増)しています。

(億円)



(注)1 各年度の対象期間は4月から翌年3月(出納整理期間を含む。)までである。

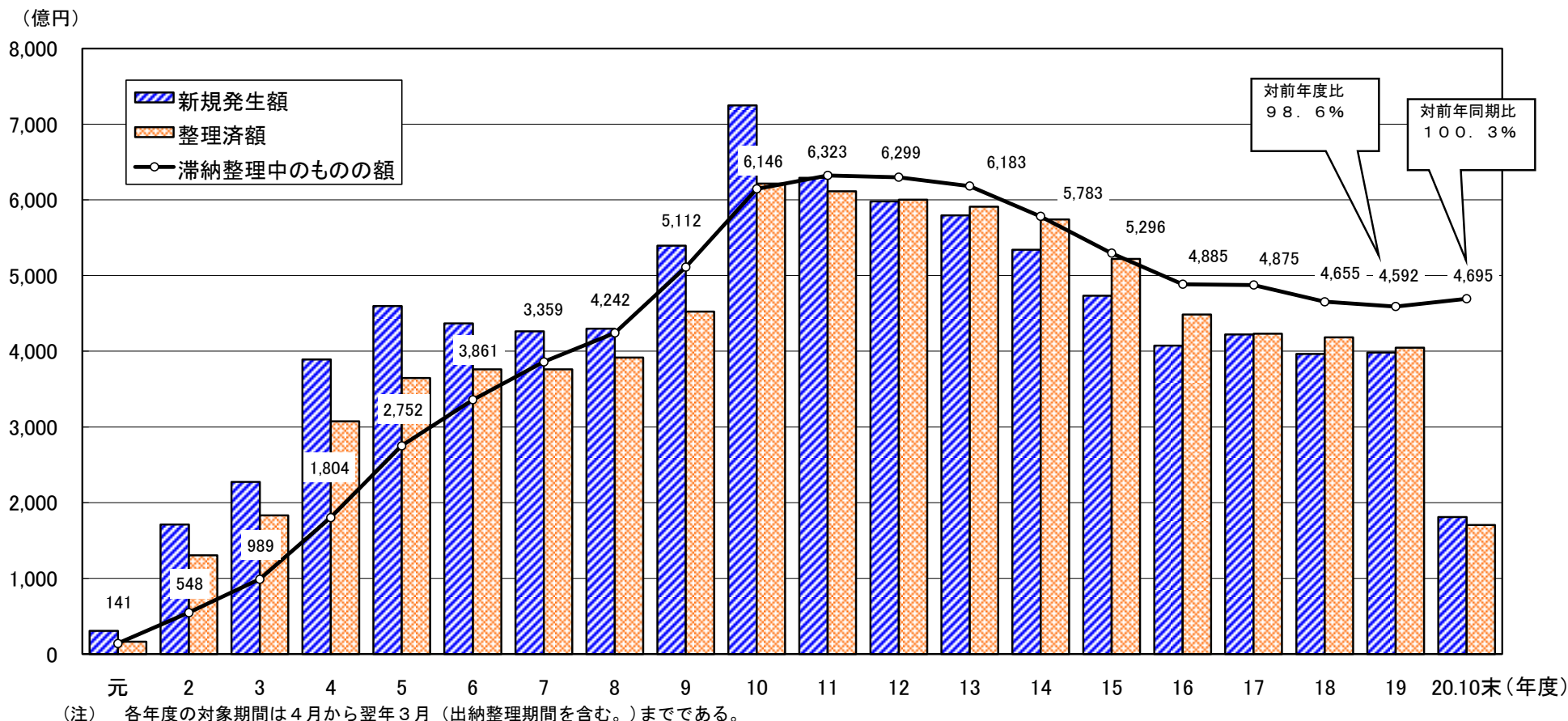
(注)2 カッコ書きは対前年同期比を示す。

消費税の租税滞納状況

滞納残高は、ピーク時に比べ大幅に減少しているものの、依然として高水準にあることに加え、消費税滞納については、滞納全体に占める割合が年々上昇。

このような状況を踏まえ、平成20年度においては、次の基本方針に基づき、滞納の着実な圧縮に努力。

- 世間の関心の強い消費税滞納の優先処理
- 厳正・的確な滞納整理による大口、悪質・処理困難事案の重点的処理
- 集中電話催告センター室を活用した少額滞納事案の効果的・効率的処理



増加する訴訟への対応

経済社会の高度化・複雑化に伴い増加する訴訟に適切に対応していくため

⇒ 課税処理の統一性・透明性を高め、適正性を確保(文書回答の充実)

納税者サービスの一環として、事前照会に対する回答を文書により行うとともに、その内容を公表

- 同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を確保
- 納税者利便の一層の向上を図る観点から、回答は原則3ヶ月以内の極力早期に行うよう努めることなどとする手続の見直しを平成20年3月に実施

⇒ 的確な事実認定に基づいた法令面の検討を十分に実施

- 最近の課税関係訴訟の状況は、経済取引の複雑化・多様化・国際化を反映し、タックスヘイブン税制や移転価格税制などの国際取引に係る事件及び複数の海外取引や事業体(リミテッドパートナーシップ等)を介在させて租税回避を企図する事件など、複雑な事実認定や微妙な法解釈が争われる事件が増加
- 税務調査段階において的確な事実認定を行い(納税者の主張もよく聞きながら、具体的な事象を的確に把握)、法令の解釈、適用を適正に実施

⇒ 審理事務の充実

- 局署の関係各課(部門)間の一層の協力関係を推進し、複雑・困難化する事案に対する的確な課税処分を実施
- 調査審理を担当する職員のみならず、不服申立事務、訴訟事務を担当する職員の審理能力の向上が図られるよう引き続き研修の充実に取り組む

○ 文書回答の照会件数及び回答件数の状況

区分 \ 年度	15	16	17	18	19
照会	件 57	件 99	件 113	件 78	件 60
回答	19	34	21	11	12

○ 課税関係訴訟事件の終結状況

区分 \ 年度	10 (10年度前)	15	16	17	18	19
終結	件 335	件 355	件 387	件 469	件 371	件 289
敗訴	18	48	54	48	73	46
一部敗訴	13	25	23	30	28	20
全部敗訴	5	23	31	18	45	26
敗訴割合	5.4%	13.5%	14.0%	10.2%	19.7%	15.9%